

## 村岡山口県知事の護国神社参拝に反対する理由

### ◎私の生い立ちから

1945年の敗戦を私は朝鮮の京城（現ソウル）郊外の水原（スウォン）で迎えました。父が逓信省に勤務していきまして、その年の4月に水原の郵便局長となり京城から引っ越してきたばかりの夏でした。私は小学校の4年生。8月15日、母に言いつかって表に出た私は、それまで目にしたことのない異様な光景に出会いました。朝鮮人の民家の軒先には真新しい太極旗（朝鮮の国旗）が高々と掲げられ、たむろする朝鮮の人々の目がまさに射るような眼差しで私に向けられました。私たち家族は官舎の一画に住んでいましたが、気が付くと両隣りの警察・裁判所関係の家族は一夜のうちに姿を消してもぬけの殻となっていました。現地住民の報復を恐れてのことです。

1935年、京城で生まれた私は10歳までをそこで過ごしました。京城の西大門区でのことです。懐かしい思い出と共に忘れられない残念な光景も今蘇ってきます。夕方の決まった時刻、囚人服に身を包んで阿弥陀笠を深くかぶり、裸足に草履履きの30人ほどのグループがロープで数珠つなぎにされて通りすぎるのです。朝、都心にある徳寿宮近くの検察庁・裁判所に向かったこの行列が、夕方こうして西大門刑務所に戻っていくのです。往復10キロの道のり、厳しい天候の中…、遊びに夢中になっていた子どもたちもこの行列に出会おうと息を止めるようにしてやり過ごしていました。

私が通った小学校は西大門国民学校です。正門を入るとすぐ脇にいつも1台の乗用車が身を隠すように止まっています。ベルが鳴ると憲兵の4・5人が車に飛び乗って出ていきます。近くのソビエト領事館員の外出を尾行追跡するのです。

クラスには両班と呼ばれる親日派の朝鮮の家庭の子が何人かいました。日本名を名乗らされていましたが、出席簿の順は決まっておしまいの方に。先生は「朝鮮の子どもたちに負けないように」が口癖でした。

毎月8日は大詔奉戴日。アジア・太平洋戦争の開戦記念日です。普段でも始業前、「ワタクシタチハ天皇陛下ノ赤子デス」と唱えさせられていましたが、毎月この大詔奉戴日には全校あげて京城神社に参拝します。京城神社は朝鮮神宮と並んで市街を見渡せる南山の一等地にそびえたっていました。戦後はすぐに取り壊され、その跡にハルピンで伊藤博文統監を射殺し、後に刑死した安重根の記念館が建てられました。帝国日本の皇軍が、侵略した先々にこうした神社を建てていったのは、ご承知のとおりです。

### ◎実践の基となるもの

1954年以来、私は山口県公立学校教員として定年後も70歳まで中学校に勤務してまいりました。丁度、人生でいろいろな問題に直面する思春期にある子どもたちと触れ合う毎日でしたが、それは私自身の生き方をそのまま具現していく日々でもありまして、誠に充実した思いでした。仕事に悩み疲れることはありましたが、1日たりとも職場である学校に行きたくないなどと思ったことはございませんでした。

自分の生き方の理想。それは敗戦直後の混乱の中で、恩師から諭された言葉「これか

らは良心にのみ従って生きるのだ」との言葉。それと新たに手にした日本国憲法にあります。私の学校現場での実践はまさに憲法の謳う法の精神をそのまま同僚の仲間と共に実現していくことでした。

ところが、定年を前に、事務職員から確認を求められた自身の履歴書を見て、啞然とさせられました。それは、日教組の組織した闘争に参加し、何度かの懲戒処分・昇給延伸の赤いペン字の書き込みを見たからではありません。そうではなくて、「昭和天皇の崩御に伴って、これまでの処分の一切を許す」とあったからです。わたしは何も天皇のために働いてきたのではないのです。それを積み重ねた履歴の最後になって、天皇が亡くなったのでお前の罪を許すとあったのです。

### ◎平和憲法を世界の宝に

60年ほど前から、わたしは現在地、山口市小郡新町に居を構えまして、本籍地も同じ山口市に置いております。

日本基督教団小郡教会で受洗して信仰生活を続けています。同じ教会員の中に、中谷康子さんがおられます。中谷さんは夫を自衛隊員として勤務中に亡くしました。夫の霊を山口県護国神社に合祀すると言われて、即座に合祀を断りましたが、聞き入れられずに抗議の訴えを起こしました。下級審では原告中谷さんの勝訴でしたが、1988年、最高裁で逆転敗訴。わたしたちは中谷さんの裁判を最初から支援しておりまして最高裁の判決を不当と断じ、これまで毎年抗議の集会を持ち続けています。

私は、人知を超える大きなものに畏敬の念を持つことは何人とっても大事な事だと思っています。それは互いの人格を尊重することに通じるのだと思います。繰り返した戦争の歴史を反省し、国の内外で人びとが強いられた償いようもない大きな犠牲を基にようやく手にした日本国憲法は、いわば人類の遺産、先達の遺言ともいべきものです。

天皇をはじめ公務に携わる者はこの憲法を尊重・擁護すべしと明記しています。山口県知事が一宗教法人である護国神社に参拝することは、政教分離を定めた憲法に違反します。三権分立も憲法の根本をなすものです。私たち国民は法の番人たる裁判所が、時の権力の意向を忖度し、憲法の趣旨に反する裁定を下した例をいくつも目にしました。

私がこのたび、原告の一員となりましたのは、こここそ、法の精神に基づき、少数者の法益が生かされる裁定がなされるものと信じ、期待してのことです。1988年の山口自衛官合祀拒否訴訟最高裁判決以来、司法が内心の自由について極めて消極的であることは存じていますが、御裁判所におかれては、日本国憲法の趣旨に則り、賢明な判断をして下さることを心より期待しています。

この厳粛な場で私見を述べる機会が与えられましたことに心より感謝申し上げ、わたしからの申述を終わります。

赤 間 至 (あかま・いたる)